

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	ページ	項 目							要求水準書に関する質問の内容	回答
1	17	第2	2	(3)	イ				「運営開始から10年後を目処として、時代の変化や市民のニーズを踏まえて本事業の内容全体を中間評価し、必要に応じて運営業務の内容に反映すること。」とありますが、業務内容を見直し反映させた結果コストが増加している場合、サービス購入料の見直し協議はしていただけるのでしょうか。	事業契約書（案）第14条第2項（市による要求水準書の変更）又は第15条（選定事業者による要求水準書の変更）に基づき、要求水準書の変更に伴うサービス購入費の変更の有無について協議します。
2	18	第3	1	(1)	イ				敷地周辺の道路について、新たな整備計画はございますか。	要求水準書別紙14に記載するとおりです。
3	20	第3	1	(2)	ア				公園南側園路を一体整備する市道0121号線の歩道整備計画はございますか。	質問No2の回答をご覧ください。
4	21	第3	1	(2)	イ				基本設計における、関係機関との協議内容をご教示下さい。	既往調査報告書の貸与資料に示すとおりです。
5	21	第3	1	(2)	イ				基本設計における関係機関との協議内容をお教え下さい。	質問No4の回答をご覧ください。
6	22	第3	1	(3)	イ				事業期間が長期間に及ぶため、市民ニーズや需要の変化に応じて、自由提案施設そのもの、または事業の内容等の変更を事業期間の途中(契約書案26ページに記載された11年目以降)で要望した場合は、市と協議することが可能でしょうか。	事業契約書（案）第68条第6項に記載するとおりです。
7	22	第3	1	(3)	イ				自由提案施設の土地および建物使用料は、毎年度改定としていますが、官民共に改定事務の負担増となることから、3年毎改定にして頂けないでしょうか。	要求水準書別紙15に記載するとおり、土地使用料、建物使用料は、市の規定により毎年度算定します。なお、自由提案施設は、選定事業者又は選定事業者が選定して市の承諾を得た第三者が保有するため、建物使用料は必要ありません。
8	22	第3	1	(3)	イ				自由提案施設の土地使用料は、経済状況に応じて使用料の減額について対応頂けますでしょうか。	要求水準書別紙15に記載するとおりです。
9	22	第3	1	(3)	イ				自由提案施設を別棟で運営する場合、営業時間を24時間営業にするなど、民間企業の任意にて行っても宜しいですか。	要求水準書別紙8に記載する各施設の開場時間に合わせ、午前6時から午後10時までを原則としますが、民間事業者の提案に委ねます。
10	22	第3	1	(3)	イ				自由提案施設のための駐車場及び自由提案施設への入り口を、公園入り口とは別に設けても良いでしょうか。	要求水準を満たしたうえで、基本的なアクセス・動線を守りつつ、自由提案施設とあわせてご提案頂くことは可能と考えて結構です。
11	22	第3	1	(3)	イ				自由提案施設が物販機能を持つ場合、必須施設とは別棟として、入り口を公園入り口と別に設けても宜しいでしょうか。	質問No10の回答をご覧ください。

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	ページ	項 目							要求水準書に関する質問の内容	回答
12	22	第3	1	(3)	イ				自由提案施設が物販機能を持つ場合、都市公園法の規定から特に注意すべき点は何でしょうか。	都市公園法第18条に基づき、茅ヶ崎市都市公園条例で定めるところにより、公園管理者の許可を受けることとなります。 一般公衆の自由な利用に供されるべき公共施設たる都市公園の本来の使命に影響を及ぼすことのないよう、販売する物品の種類及び価格等が社会通念上適正なものであることに留意してください。
13	22	第3	2	(1)	ア				「図1を考慮して事業者が提案すること」とありますが、ある程度のゾーニングの変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	図1に示した主要導入施設のゾーニング図（総合競技場ゾーン、緑地・広場ゾーン、スポーツ・コミュニケーションゾーン、駐車場ゾーン、自動車用通路・バスロータリーゾーン）の位置関係を原則としますが、ある程度変更することは可能と考えて結構です。
14	23	第3	2	(1)	イ				アクセス動線について。既往調査報告書、設-19、アクセス動線の検討で、市道2436号線は補助的な動線となっておりますが、小型車や歩行者は道路から敷地内へ導入可能なようにインフラを整備するものと考えてよろしいでしょうか。	道路から敷地内への動線確保に伴うインフラ整備は可能となります。なお、整備に当たっては、周辺環境に影響を及ぼさないように留意してください。 また、市道2436号線の道路整備については、現時点では未定となります。
15	23	第3	2	(1)	イ				敷地南側接道部から駐車場迄の宅内の車道部分について、所轄警察署や道路管理行政等との協議の結果、既往調査報告書の図面に記載されている滞留長さが必須になるということでしょうか。	県警との事前相談では、公園内の自動車用通路については、できるだけ長く確保するようご意見を頂いており、この経緯を踏まえてご提案ください。
16	25	第3	2	(2)	イ	(ウ)			建築物や調整池等の土木構造物とはどこまでを範疇と考えますか。また、継続的に使用できる原則をご教示ください。	スタンド、各諸室等の建築物全てと地下式調整池等、容易に復旧できないものを想定しています。 なお、建築物や調整池等は液状化発生時においても、日常機能を確保できるようにしてください。
17	26	第3	2	(2)	ウ	(ア)			サブ園路について、歩行者、自転車、車イス、ベビーカー等が同時に利用可能な幅員とありますが、「同時に」とは各利用者が横1列に利用できるという意味でしょうか。また、「等」とは何を指すのでしょうか。	要求水準書26頁の「同時に利用可能な」を「安全にすれ違うことが可能な」に修正します。 なお、「等」とは、歩行者、自転車、車イス、ベビーカーに準ずるもの（杖利用者、三輪車など）を想定しています。
18	26	第3	2	(2)	ウ	(ア)			緑地・広場ゾーンでターゲットバードゴルフ等の利用を行うにあたり、自由提案事業としてプレイ費や用具の貸出料金を設定することは可能でしょうか。	その理解で結構です。ただし、事前に市の承諾を得る必要があります。

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	ページ	項 目							要求水準書に関する質問の内容	回答
19	28	第3	2	(2)	ウ	(ウ)			(ウ)管理施設の要求水準に、「デザイン、材質、高さ及び設置箇所は事業者の提案とするが、設計時に市と協議を行うものとする。」とありますが、事業者の提案内容が協議のベースであり、仕様変更によるコストアップとなる場合はその費用負担の協議をしていただけるのでしょうか。	その理解で結構です。なお、要求水準書48頁「ア 各種審議会」に記載する各種審議会に対応した提案をしてください。
20	29	第3	2	(2)	ウ	(エ)			ヘリコプター臨時離着陸場は陸上競技場インフィールドを用いてもよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
21	30	第3	2	(3)	イ				テニスコートを、自由提案施設の屋上に設置する提案をする場合でも、本事業の要求水準の基本方針を満たしており、屋外体育施設のテニスコートという認識で宜しいでしょうか。	自由提案施設を撤去した場合でも、テニスコートとしての要求水準を全て満たせば可能とします。なお、自由提案事業として自由提案施設の屋上にテニスコートを増設することは可能です。
22	31	第3	2	(4)	ア				上下水道計画 ・敷地東側の市道2436号線の既設φ100mmの給水管より取り出すことを原則とする。とありますが、取り出し～敷地内メータまでの施工は、事業者が施工を行うのでしょうか。もしくは、神奈川県企業庁で行うのでしょうか。	選定事業者の施工範囲となり、それに係る費用は本事業計画費の中で見込んでいます。
23	33	第3	2	(9)					植栽計画について、「植栽樹種・配置・樹高・幹周りの詳細については市と協議を行う。」とありますが、市が想定する樹種等がありますでしょうか。	市が想定する樹種等は基本計画に記載するとおりですが、要求水準書を踏まえてご提案ください。
24	37	第4	1	(7) (8)					諸室について、既往調査報告書、設-8に「スタンドはフラット型とし、諸室は分散型とする」とありますが、スタンドは陸上競技場レベルから直接スタンドに上がることができる形状とし、また分散型とは、諸室を複数の分棟にまとめるという主旨と理解してよろしいでしょうか。	スタンドについては、要求水準書に記載するとおりです。既往調査報告書に記載している分散型とは諸室を低層として分散させる主旨としています。
25	37	第4	1	(8)					「諸室の配置変更や大幅な面積変更に当たっては、市と協議を行うこと。」ほか、全般的に記載している「市と協議を行うこと」については、提案時はどのように扱えばよろしいのでしょうか。例えば提案内容にかかわる事項については個別ヒアリング等行って頂けるのでしょうか。ご教示ください。	要求水準書に定める「市と協議を行うこと」とは、事業契約締結後に、ご提案いただいた提案内容の変更を行う場合の規定です。提案前における個別ヒアリング等はスケジュール等の関係から想定しておりません。
26	37	第4	1	(8)					(8) 諸室の配置変更や大幅な面積変更に当たっては、市と協議を行うこととありますが、適宜変更内容にて提案書類を作成し、選定後協議を行うものと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	ページ	項 目							要求水準書に関する質問の内容	回答
27	37	第4	1	(8)					諸室について、適宜、棟数を既往調査報告書の内容から変更することは可能でしょうか。	その理解で結構です。
28	37	第4	1	(8)					諸室の面積について。既往調査報告書の基本計画・基本設計、設-156に提示されている諸室面積を適宜変更検討することは可能でしょうか。	その理解で結構です。
29	37	第4	2	(1)					建築計画の諸室にある「防災倉庫」にかかる備蓄品（非常食等）は市が用意し管理するとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
30	38	第4	2	(2)	ア				メインスタンドは鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造とありますが、他の構造種別を提案することは可能でしょうか。	要求水準を満たすことを前提としたうえで、事業者の提案に委ねます。 要求水準書の該当部分を以下のとおり修正します。 「構造は、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造を基本として事業者の提案によるものとし、安全性、耐久性、柔軟性、居住性、止水等の機能性を考慮して適切なもの選択し、かつ、耐震安全性の分類を満足すること。」
31	38	第4	2	(2)	ア				主要な構造に使用するSN材とありますが、主要な構造とは主架構（大梁、柱）と考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
32	39	第4	2	(4)	ア-エ				建物の諸室における諸元表(空調・換気・照度・給湯の有無)の情報をいただけないでしょうか。また衛生器具数等については、既往調査報告書の設-66を基準と考えてよろしいでしょうか。	既往調査報告書の設-66に記載している内容については参考であり、要求水準を満たすことを前提としたうえで、事業者の提案に委ねます。
33	40	第4	2	(4)	ア	(ク)			「公衆電話の設置については、選定事業者の提案とすること。」とありますが、設置後利用者が少ない場合は止めることは可能でしょうか。	協議によって市が承諾した場合は可能です。
34	41	第4	2	(4)	ア	(ス)			「防犯上必要な場所に監視カメラを設置し・・・モニター監視及び記録を行うことができる設備を設けること。」とありますが、設置場所や数量は事業者提案でよろしいでしょうか。また、何時間記録を保存できればよいでしょうか。	本公園の利用特性やご提案いただく維持管理運営方法などを考慮した上で、「防犯カメラの設置・管理に関するガイドライン」（神奈川県）に基づいて必要と考えられる設置場所や数量を事業者にてご提案ください。 また、防犯カメラにより撮影された画像の記録媒体の保存等については、指定はありませんが、24時間記録したものを一週間保存していただくことを想定しています。 なお、個人情報に該当する画像を取り扱う場合には、上記ガイドライン等のほか、個人情報保護法に基づき、適切に取り扱うこととします。

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	ページ	項 目						要求水準書に関する質問の内容	回答
35	41	第4	2	(4)	ア	(ス)		記録媒体は一定期間保管が必要でしょうか。また、市へ提出する必要がありますか。	質問No34の回答をご覧ください。 なお、記録の提出については、「防犯カメラの設置・管理に関するガイドライン」（神奈川県）に基づき、画像の提供を求める場合がありますので、データ等を適切に整理・管理してください。
36	41	第4	2	(4)	ア	(ス)		画像の有効画素数等指定はありますか。	指定はありませんが、各監視カメラの設置場所の特性に応じて必要と考えられる有効画素数を、事業者にてご提案ください。
37	41	第4	2	(4)	ア	(ス)		モニター監視及び記録を公園管理室で行う、記録媒体は鍵がついている保管庫等に保管となっておりますが、厳重監視の外部施設でのモニター監視や記録媒体保管としてもよろしいでしょうか。	要求水準書41頁「(ス) 防犯管理設備」に記載する要件を満たし、かつ、別途安全管理・防災・緊急時対応業務に適切に対応できることを条件として、外部施設におけるモニター監視及び記録が可能な施設の設置を可能とします。
38	41	第4	2	(4)	ア	(ス)		適宜設ける防犯設備は、通信回線等を利用して外部で監視制御等を行う事でよろしいですか。	質問No37の回答をご覧ください。
39	45	第5	2	(3)				(3)の2行目の「道路用地A」は「道路用地B」の間違いと考えてよいでしょうか。	その理解で結構です。要求水準書を修正します。
40	45	第5	3					市が別途実施するこれらの関連工事等と十分に調整することと記載がありますが、関連工事等の実施時期をご教示下さい。	市道0121号線歩道拡幅工事は平成28年度及び平成29年度、周辺農地の下水道工事は平成26年度から平成28年度を予定しています。
41	45	第5	3					市道0121号線拡幅工事は、今回の（仮称）柳島スポーツ公園整備事業費に含まれていない考えで良いでしょうか。	その理解で結構です。なお、道路と公園に高低差が生じる場合は、本公園の範囲の高低差処理にかかる費用は本事業に含まれます。
42	48	第6	2	(5)				地元説明会等として想定する内容、開催回数をお教え下さい。	地元説明会等の開催については、必要に応じて、段階的に実施設計の内容について説明し、その回数については適宜行います。
43	52	第8	1	(3)	ア			関係諸官庁との協議に起因する遅延については、選定事業者の責任とすると記載がありますが、提案段階での協議は可能でしょうか。	提案段階での協議は予定していません。
44	52	第8	1	(3)	ア			火災や地震等の災害等に対する事前対応を実施すると記載がありますが、事前対応とは具体的にどのようなことでしょうか。	予防保全、2次被害拡大防止に努めることなどが想定されます。

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	ページ	項 目							要求水準書に関する質問の内容	回答
45	52	第 8	1	(3)	イ				工事計画策定にあたり留意すべき項目及び市の確認を得る必要のある事項について、市が行った近隣対応の議事録及び、近隣住民からの要望等がありましたらご教示下さい。	工事計画策定にあたり留意すべき項目及び市の確認を得る必要のある事項について、市が行った近隣対応及び近隣住民から市に対する要望等はありません。
46	53	第 8	1	(4)	ア				業務責任者に必要な資格をご教示ください。又期間中に業務責任者の変更は可能でしょうか。	建設業務責任者に必要な資格要件は特にありません。 なお、建設業務責任者を変更する場合は、事業契約書（案）第 3 1 条第 3 項に基づき、統括管理責任者が市の事前の承諾を得るものとします。
47	54	第 8	2	(1)	ア				電波障害調査及び地下水位調査の調査範囲をご教示ください。	民間事業者の提案に委ねます。
48	54	第 8	2	(2)					設計変更が生じた場合、工事費の増減を含めて設計変更を行うとありますが、工事費の増減が可能と考えて良いのでしょうか。又設計変更が生じた場合とは、どのような場合でしょうか。	事業契約書（案）第 1 4 条、第 1 5 条、第 2 3 条及び第 2 4 条をご覧ください。
49	55	第 8	2	(2)					万が一発生した苦情その他については、選定事業者を窓口として処理するとありますが、市との協力体制により対応する事は可能でしょうか。	事業契約書（案）第 3 6 条に記載するとおりです。
50	55	第 8	2	(3)					備品の購入費は、建設業務費に計上される考えでしょうか。	建設期間中に整備する備品は建設業務に係る費用に計上してください。また、運営期間中に購入した備品は備品等保守管理業務に係る費用に計上してください。
51	59 85	第 9 第 1 0	1 3	(4) (9)					本計画施設は、予防保全の考え方に基づき大規模修繕を抑制するとあります。 また、事業期間終了時においては、要求水準に示す性能を確保するとあります。また、実施方針の質疑回答において、経年劣化は通常劣化に含むという表記もあります。 2 0 年間の事業期間終了時には、予防保全を行ったとしても大規模修繕が通常発生するケースが多いと考えられますが、本事業の業務範囲に含まれますか。 また、1 0 年目・2 0 年目の大規模修繕が含まれる場合、必要項目を長期修繕計画で計上していた場合でも、物価の変動要因を大きく受けることとなります。リスク分担案では、全て事業者リスクとなっていますが、時点での修正協議をお願いします。	大規模修繕は本事業の業務範囲に含まれます。要求水準書 6 7 頁（(8)修繕業務）をご覧ください。 なお、修繕業務に係る対価（サービス購入費 B-3）は、物価変動によるサービス購入費の改定の対象です。事業契約書（案）別紙 1 0 をご覧ください。

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	ページ	項 目							要求水準書に関する質問の内容	回答
52	68	第 9	2	(8)	イ	(イ)			「健康遊具及び複合遊具については、事業期間中に更新を実施すること。」とありますが、部品等の交換ではなく、新品に交換が必須という事でしょうか。	遊具の状態により、必要に応じて新品に交換してください。
53	74	第 10	2	(2)	ウ	(ウ)			利用料金に関する特記事項として入会金の徴収は認めないとするが、自由提案事業の料金の徴収方法については、運営者の独自の提案で良いのか。	自由提案事業に限り、民間事業者の提案に委ねます。ただし、事前に市の承諾を得る必要があります。
54	80	第 10	3	(2)	カ	(イ)			市が設置する A E D の台数は、何台を想定されていますか。	市が設置する A E D について、現時点では 1 台を想定していますが、最終的には選定事業者の提案内容を踏まえて設置台数を決定します。
55	81	第 10	3	(3)	ア				自由提案施設内で実施するスポーツ関連の教室は、要求水準というスポーツ教室の実施になるのか。	自由提案施設で実施する事業は、全て自由提案事業とします。
56	81	第 10	3	(3)	イ				スポーツ教室事業の要求水準に定める教室数・実施回数は有りますか。	独立採算事業として行っていただくため、教室数・実施回数は選定事業者の提案に委ねます。ただし、要求水準書 74 頁に記載する選定事業者の優先利用枠の範囲内とします。
57	82	第 10	3	(4)	ウ	(イ)			公園内への広告物の設置については、市が設置場所について審査をするとされていますが、申請が許可されない場所やその他条件等についてご教示ください。	別途市が定める条例により規定しますが、現段階では総合競技場の内壁又は建物内に設置を許可することを想定しています。
58	82	第 10	3	(4)	ウ	(イ)			広告物設置者より徴収する使用料の金額をご教示ください。	別途市が定める条例により規定します。
59	82	第 10	3	(4)	ウ	(イ)			広告物設置者からの使用料は事業者の収入になるかご教示下さい。	別途市が定める条例により、市の収入とします。
60	82	第 10	3	(4)	ウ	(イ)			本施設を利用して行う催事等において、施設内に主催企業や協賛企業の広告を設置する場合の取り扱いについてご教示ください。	別途市が定める条例により規定します。
61	82	第 10	3	(5)	イ				市が想定する駐車料金のうち、1日最大料金の金額設定は可能でしょうか。	1 日最大料金の設定は可能です。
62	83	第 10	3	(6)	イ	(ア)			夜間等の防犯対策は機械警備でもよろしいでしょうか。	その理解で結構です。

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	ページ	項 目							要求水準書に関する質問の内容	回答
63	83	第10	3	(6)	イ	(7)			モニター監視及び記録を公園管理室で行う、記録媒体は鍵がついている保管庫等に保管となっておりますが、厳重監視の外部施設でのモニター監視や記録媒体保管としてもよろしいでしょうか。	質問No37の回答をご覧ください。
64	別紙13								相模川河畔スポーツ公園陸上競技場及び庭球場の平日と土・日・祝別の利用人数の内訳を知ることはいできないか。	要求水準書（修正版）別紙13をご覧ください。
65	他								4/10に公告された要求水準書は、要求水準書（案）の際の質問事項に関する回答を盛り込んだものと考えていますので、前回の質問事項に関する回答は、提案の際は配慮しなくて構わないと考えますがよろしいでしょうか。	入札説明書1頁に記載するとおり、入札説明書等に記載がない事項については、要求水準書（案）に関する質問及び意見に対する回答を参照してください。なお、要求水準書と、要求水準書（案）に関する質問及び意見に対する回答との間に齟齬がある場合、要求水準書の解釈が優先します。
66	他								「柳島向河原地区農業基盤整備工事（切土・盛土出来形図）」の資料の内容は、前回12/20に開催された説明会の際にご説明があった。表土の移動及び建設残土盛土の工事の資料と思われますが、表土移動後は建設残土で現況に復旧するものと考えて今回の公園事業では、当初の地形からの施工と考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
67	他								基本計画において想定されています公園施設工事の植栽基盤工における透水層工の構造をご提示願います。	基本設計においては、透水層として黒曜石系パーライトと有孔管の敷設を想定しています。
68	他								市内で道の駅を整備される計画があると聞いていますが、本事業の近隣地域で具体的な計画はあるのでしょうか。また、どのような内容の施設を想定されているのでしょうか。	道の駅については、今年度の調査の中で市内の複数の候補地について検討していきます。現時点では具体的な整備予定地や施設内容は決まっていますが、本事業の近隣地域は、有力な候補地の1つであり、これまでに地元経済団体からも設置の要望が提出されています。なお、道の駅が本事業の近隣地域に整備される場合、本公園を含め周辺の土地利用、沿道状況、近隣施設等を調査し、計画を進めることを想定しています。